

神奈川県動物愛護管理推進計画（平成26年度～平成35年度） 2020年度実施計画

施策1 動物愛護管理に関する普及啓発

① 動物愛護普及行事の実施

- 「動物愛護フェスタよこはま」等のイベントを開催し、動物愛護精神の普及啓発を図る。（県、横浜市、横須賀市）
- 「動物愛護フェアかわさき」等のイベント開催による普及啓発や「適正飼養キャンペーン」として強化月間を設け、市民公開講座の開催などの適正飼養の啓発活動を市内統一的に実施し、市民に幅広くアピールする。（川崎市）
- さがみはら動物愛護キャンペーンを開催し、動物愛護精神の普及啓発を図る。（相模原市）
- 地域行事に併せて動物愛護センターの一般開放（動物愛護センター開放DAY）を行い、動物愛護にまつわる行事を通じて動物愛護精神の普及啓発を図る。（横須賀市）
- 「藤沢市動物愛護のつどい」を開催し動物愛護精神の普及啓発を図る。（藤沢市）
- 「譲渡会」等のイベントを開催し、動物愛護精神の普及啓発を図る。（茅ヶ崎市）

② 適正飼養講習会等の開催

- 譲渡前講習会、しつけ方教室、飼い方教室、飼育体験教室等を実施し、動物の適正飼養に必要な知識の普及を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

③ 教育現場等での普及啓発の推進

- 幼稚園、保育園、小学校等へ出張し、動物との接し方を学ぶ「ふれあい教室」を実施する。（県）
- 小学校の児童が、動物愛護センターの動物の飼育体験を通じ、動物愛護や適正飼養の普及啓発を行う飼育体験教室を実施する。（県）
- 小中学校の児童・生徒が、動物愛護センターの処置室や手術室などを見学しながら保護犬の聴診など、いのちの大切さを学べる獣医師体験教室を実施する。（県）
- 小中学校の児童・生徒が、保護犬のシャンプー・トリミングを通じて、ボランティアの活動や動物愛護への理解が深まるように保護犬のシャンプー・トリミング体験教室を実施する。（県）
- 小学校へ出張、あるいは動物愛護センターに児童を迎えて、動物との正しい接し方などをわかりやすく紹介する教室を実施する。（横浜市）
- 市内小学校等で「いのち・MIRAI教室」を実施し、幼少の頃からの動物愛護及び適正飼養の普及啓発を図る。（川崎市）
- 夏休みに小学生のお仕事体験教室を実施し、また中学生等の職場体験等を積極的に受け入れ、動物愛護精神の普及啓発を図る。（横須賀市）
- 小学校へ出張し、ボランティア団体と協働で動物愛護精神の普及啓発を目的とした講演会を実施する。（横須賀市）
- 小学校へ出張し、動物愛護推進員と協働で動物愛護精神及び適正飼養の普及啓発を図る。（藤沢市）

④ 広報媒体による普及啓発

- 自治体ホームページや自治体広報誌に動物の適正飼育に関する記事を掲載する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」のさらなる周知を図り、飼い猫の適正飼養や地域猫活動の考え方を普及推進する。（川崎市）
- 川崎市の公式SNSにより、譲渡会や各種イベント等に係る情報発信を実施する。（川崎市）
- 福祉現場におけるペットの問題の相談内容・相談先を記載したチラシを、福祉関連部署を通じ配布する。加えて、ホームページでも掲載する。（横須賀市）

⑤ その他の取組み

- 高齢者や障害者のリハビリテーションの一助として、動物とのふれあいを希望する施設を訪問する。（県）
- 動物の適正飼養、動物愛護精神の普及啓発を目的とした、地域レベルでの自主的な取組みとして、しつけ教室、保護譲渡推進活動、避妊又は去勢手術推進活動、区民祭、地域イベントへの出展、動物愛護センターとの協働等を展開する。（川崎市：かわさき犬・猫愛護ボランティアの取組み）
- 平成27年9月にスタートした「ひと どうぶつ MIRAIプロジェクト」を進めるため、いのちを「まなぶ」・「つなぐ」・「まもる」をキーワードにボランティア団体など多様な主体と連携した取組みを進める。（川崎市）
- 終生飼養等についてのパンフレット等を、高齢者関係部局や民生委員を中心に配布する。（川崎市）

施策2 動物の収容数減少への取組み

① 飼い主への普及啓発等

- 動物の引取りを申し出る者に対して、原則として事前相談を受けるものとし、終生飼養や自ら譲渡先を探す等、飼い主への適正飼養指導を行う。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 動物取扱責任者研修等の機会を捉え、動物取扱業者が購入者や利用者に対して動物を適正に飼養するための情報を提供するよう普及啓発を行う。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

② 新たに飼い主となる人への啓発

- 譲渡前講習会で動物の適正飼養に必要な知識の普及を図る。（県、横浜市、川崎市）
- 新たに動物の飼い主となる人向けのリーフレットについて、動物取扱業者に動物販売時の説明資料としての活用を促し、終生飼養等について啓発を図る。（県）
- 横浜市動物愛護センターにおいて、譲渡登録団体による譲渡会を開催する。（横浜市）
- 犬の飼い主向けのリーフレット「飼い犬のしおり」や動物の飼い主向けのリーフレットを窓口や動物取扱業施設等へ配布依頼する等して適正飼養について啓発を図る。（川崎市）

③ 繁殖制限措置の実施の推進

- 動物愛護センターから譲渡する犬や猫について、原則として避妊又は去勢手術を行う。（県、横浜市、川崎市、横須賀市）

- 飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術費用の一部補助を実施するとともに、地域猫活動の支援事業を行う。（横浜市）
- 地域猫活動の支援事業をすすめ、特定の飼い主のいない猫を対象に捕獲器の貸出しや避妊又は去勢手術費用を一部助成する。また、登録したサポーターの管理する猫について希望があれば動物愛護センターにおいて無料で手術を行う。（川崎市）
- 「人と猫との共生社会支援事業」において、野良猫等の避妊又は去勢手術費用の一部助成及び捕獲器の貸出し、地域猫の避妊又は去勢手術（協定動物病院が実施）を実施する。（相模原市）
- 飼い猫又は責任をもって世話をしている所有者の判明しない猫を対象とした避妊又は去勢手術の補助を実施し、みだりな繁殖の防止を推進する。（川崎市、横須賀市、藤沢市）

施策3 動物の返還・譲渡の推進

① 動物の返還の推進

- 動物愛護センター等に収容された犬等について、ホームページに情報を公開し、返還を推進する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 一般家庭で保護されている所有者不明の動物の情報をホームページに公開し、返還を推進する。（県）
- 飼い犬へのマイクロチップ装着費用を補助することにより、マイクロチップの犬への装着を促進する。（県）

② 動物の譲渡の推進

- 動物愛護センターの譲渡対象動物情報をホームページで公開する。（県、横浜市、川崎市、横須賀市）
- 県が引き取り又は収容した動物の命を守り、その飼養を希望する者に譲渡するための取組の充実を図るために必要な資金を積み立てるため、引き続き、ペットのいのち基金を募集する。（県）
- ペットのいのち基金を活用して、神奈川県獣医師会等と連携し、ケガや病気の犬猫に適切な治療を施すことで、譲渡を推進する。（県）
- ペットのいのち基金を活用して、犬や猫にしつけや馴化を行うことで譲渡を推進する。（県）
- ペットのいのち基金を活用して、動物愛護センター以外の場所で、トレーラーハウスによる猫の譲渡会を開催する。（県）
- 動物愛護センターにおいて、犬・猫の譲渡会を休日に開催し、譲渡推進を図る。（県）
- 動物愛護センターで、ボランティアによる動物のトリミング等を行い、譲渡の推進に努める。（県）
- 県庁公開日及び市町村と協力してボランティアによる犬や猫の譲渡会を開催し、ボランティアの譲渡推進を図る。（県）
- 動物愛護センター登録ボランティアとの会議等を行い、譲渡推進を図る。（県）
- 公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体等と連携し、譲渡を一層推進する。（横浜市）
- 動物愛護センターで譲渡を行った動物について、随時飼育相談に応じ、譲渡動物の近況報告により、動物の飼養状況等を確認する。（横浜市）
- 平成26年度から実施している川崎市動物愛護関連事業への寄附を引き続き募集し、動物愛護センターに収容された犬猫等の動物の譲渡事業などの動物愛護事業に活用する。（川崎市）

- 動物の譲渡を希望する人と飼養を希望する人とを、動物愛護センターのホームページ上で仲介する「動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業」により、動物にできる限り生存の機会を与えるための門戸を広く設ける。（川崎市）
- 犬や猫の休日譲渡会を定期的に行い、市民等への譲渡の機会を増やし、譲渡推進を図る。（川崎市）
- 動物愛護センターで譲渡を行った動物の飼い主に対して、譲渡後訪問を行い、動物の健康状態や飼養状況等を確認するとともに、適正飼養管理等の相談に応じる。（川崎市）
- 「人と猫との共生社会支援事業」において、猫の譲渡面接会を行う。（相模原市）
- 譲渡登録ボランティア団体への犬猫の譲渡の推進を図る。（相模原市）
- 猫のボランティア団体が開催する猫の譲渡会の会場として、犬の一時抑留施設を貸し出す。（相模原市）
- ボランティアと連携し譲渡の推進を図る。（横須賀市）
- ボランティアと連携し保健所において譲渡会を開催する。（藤沢市）

施策4 所有明示の推進

① 犬の登録等の推進

- 講習会、収容犬の返還時、広報紙等への掲載により、登録を推進する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 犬を新しく飼いはじめようとする人向けのリーフレットを窓口を設置、来所者に配布し、犬登録及び鑑札等の装着勧奨を行う。（横須賀市）

② 所有明示の推進

- マイクロチップ装着推進事業として、生後6か月齢以上の飼い犬に対し、装着費用の一部補助を実施する。（県）
- マイクロチップに係るリーフレットを作成し、動物病院の協力による情報発信に活用するほか、イベント等の機会を捉えて配布する。（県）
- 動物愛護センターから譲渡する犬や猫には原則としてマイクロチップを装着する。（県、横浜市）
- マイクロチップ装着推進事業として、飼い犬、飼い猫に対し、装着費用の一部補助を実施する。（横浜市）
- 猫の迷子札を作成し、窓口やイベントで無料配布する。（川崎市）
- 「電子標識機器（マイクロチップ）による所有者明示措置推進要綱」に基づき、動物愛護センターからの譲渡動物に対しては、マイクロチップを装着する。（川崎市）
- マイクロチップの普及啓発のため、各種イベント等でマイクロチップの説明及び展示やホームページでの掲載等を行う。（相模原市）
- ホームページやイベント等でマイクロチップの説明及びリーフレットの配布を行い、普及啓発を行う。（藤沢市）
- マイクロチップの普及啓発のため、各種イベント等でマイクロチップの展示やホームページへの掲載等を行う。（茅ヶ崎市）

施策5 動物による危害や迷惑の防止

① 飼い主のいない猫への対策

- 変動超音波式ネコ被害軽減器を貸し出す。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 「飼い主のいない猫対策ガイドライン」の周知を図る。（県、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 飼い主がいない猫を適正に管理できると認められる者が管理する猫について、動物愛護センターで避妊又は去勢手術を行う。（県）
- 「横浜市猫の適正飼養ガイドライン」の周知を図るとともに、地域猫活動支援事業を実施し、ガイドラインの趣旨に沿った活動を支援する。（横浜市）
- 地域猫活動サポーター登録制度を設け、サポーターの管理する猫を対象に避妊又は去勢手術の一部補助や動物愛護センターにおいて無料で手術を行う。（川崎市）
- 「相模原市猫の適正飼養ガイドライン」の周知を図り、猫の適正飼養の啓発を行う。（相模原市）
- 「人と猫との共生社会支援事業」において、猫の相談会、地域猫活動支援事業を行う（相模原市）
- 「横須賀市猫の飼育ガイドライン」の周知を図り、地域での猫対策の実施状況について情報を共有する。（横須賀市）
- 猫への無責任な餌やり防止看板を配布する。（横須賀市）
- 地域猫活動支援事業を実施し、地域猫活動団体の登録と、登録した団体の管理する猫を動物愛護センターで避妊又は去勢手術を行う。（横須賀市）
- 横須賀市地域猫活動等啓発推進協議会を継続し、更なる地域猫活動の推進を図る。（横須賀市）
- 横須賀市地域猫活動等啓発推進協議会サポートメンバー情報交換会を開き、更に協働を進める。（横須賀市）
- 猫による危害や近隣への迷惑を軽減するため「のら猫による近隣トラブルを防ぐために」等のリーフレットを配布する。（藤沢市）
- 飼い主のいない猫対策として、ボランティア団体との協働事業により猫の避妊又は去勢手術を実施する。（茅ヶ崎市）
- 飼い主のいない猫対策として、地域猫活動を実施している自治会等に避妊又は去勢手術等の費用の補助を実施する。（茅ヶ崎市）

② 飼い主への普及啓発

- 10頭以上の犬や猫を飼う場合に、条例に基づく届出が義務化されたことの周知を図るとともに、届出により飼育状況を早期に把握して適正飼育について助言や指導を行う。（県、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」、「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」を活用し、猫の飼い主への適正飼養を促し、猫の飼い主への避妊又は去勢手術や屋内飼養等の重要性について引き続き啓発する。（横浜市、川崎市）
- 犬の糞尿被害防止啓発看板を配布する。（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 広報紙において犬や猫の飼い主に対してマナーの向上や動物の適正な飼養管理についての記事を掲載し、普及啓発を図る。（横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

- 犬のフン尿被害防止啓発用看板を配布する。（相模原市）
- 飼い猫の適正飼養を啓発するため「猫を正しく飼いましょう」のリーフレットを配布する。（藤沢市）
- 犬のフン害防止対策としてイエローチョーク作戦の普及啓発を行う。（茅ヶ崎市）

③ 犬による危害等防止

- 狂犬病予防及び動物愛護管理の両面から、捕獲、抑留又は野犬等の収容により、こう傷事故等の発生の未然防止を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- こう傷事故等の発生時には迅速に対応し、飼養者に対して適正な飼養管理方法を指導することにより再発防止に努める。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

④ 特定動物による危害等防止

- 特定動物の飼養等許可及び飼養施設の監視を行い、逸走防止のための措置や特定動物の飼養又は保管に対する法令遵守を徹底させ、特定動物による危害の発生防止を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）
- 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、特定動物の範囲に交雑することにより生じた動物が含まれること、愛玩目的等、特定目的以外の目的で特定動物を飼養又は保管することが禁止されること等の周知を行い、法令遵守を徹底する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

施策6 遺棄・虐待防止の取組み

① 普及啓発

- 動物を安易に飼い始めないこと、飼養開始前に動物の習性等を理解しておくことについて、パンフレット、ホームページ等により普及啓発を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 適正飼養キャンペーンにおける市民公開講座、市内一斉啓発、全町会回覧等により、終生飼養、動物の生理、生態、習性等に応じた適正な取扱いの普及推進を図る。（川崎市）

② 遺棄・虐待発生時の対応

- 警察、市町村、自治会、動物愛護団体、獣医師、福祉部門等との連携を密にすることにより、遺棄・虐待事例発生時には迅速に対応する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

施策7 動物取扱業の適正化

① 動物取扱業者への監視指導等

- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業者の登録申請、施設立入検査、苦情対応、動物取扱責任者研修等の機会を通じて、法令遵守、動物の適正な飼養管理、業務に必要な知識及び技術等に対する啓発指導を実施する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）
- 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物に関する帳簿の備付け及び報告に係る義務が拡大されたこと等の周知を行い、法令遵守を徹底する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、

横須賀市)

② 動物取扱業者の知識・技術の向上

- 動物取扱業者の自主管理を推進するため、繁殖管理、従業員教育、記録の保管等について指導を行う。(県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)
- 動物取扱責任者研修を開催する。(県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)

施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

① 実験動物の適正な取扱いの推進

- 施設の把握に努め、各施設における災害時対策を含めた自主管理状況を確認するとともに、実験動物の適正な取扱いに関する国等からの最新情報を実験動物飼養施設に周知する。(県)

② 産業動物の適正な取扱いの推進

- 災害時対策を含めた産業動物の適正な取扱いに関する情報を国等から収集し、関係機関と連携し、畜産農家等に周知する。(県)

施策9 人と動物の共通感染症への取組み

① 普及啓発

- 県民や動物取扱業者に対し、講習会、ホームページ等により人と動物の共通感染症に関する知識や対策についての普及啓発を図る。(県)

② 調査、情報収集等の実施

- 動物愛護センターに収容された犬や猫の病原体検査を実施し、感染の実態把握及び未然防止を図る。(県、横浜市、横須賀市)
- 動物由来感染症の情報共有及び体制整備を目的として、医学、獣医学の学識者から構成される横浜市動物由来感染症対策検討会を開催する。(横浜市)
- 動物愛護センターに収容された犬や猫等の動物に対し、それぞれに応じた病原体検査を実施し、感染の実態把握及び未然防止を図る。(川崎市)

③ 発生時に備えた対応等

- 人と動物の共通感染症の発生が疑われる場合、関係機関が連携して調査等の対応を実施し、拡大・再発防止を図る。(県、横浜市)
- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「死亡した愛がん鳥の鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき調査を実施し、拡大防止を図る。(県、茅ヶ崎市)
- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対応指針」に基づき調査を実施し、拡大防止を図る。(横浜市)
- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「川崎市高病原性鳥インフルエンザ等対応指針」に基づき調査を実施し、拡大・再発防止を図る。(川崎市)
- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「横須賀三浦地域における高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応の手引き」に基づき調査を実施し、拡大防止を図る。(横須賀市)

- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「藤沢市死亡した愛がん鳥の鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき調査を実施し、拡大防止を図る。（藤沢市）

施策10 災害時対策

① 災害時における体制の整備

- 災害時動物救護活動マニュアルに基づき、県内の保健所設置市等との調整を図る。（県）
- 横浜市防災計画に基づき、動物に係る災害対策を推進する。（横浜市）
- 横浜市災害時動物救援連絡会を中心として、災害時の救護活動等について具体的な内容を検討する。（横浜市）
- 川崎市地域防災計画に基づき動物に係る災害対策を推進する。（川崎市）
- 「災害時の動物救援活動に関する協定書」に基づき、獣医師会等と救援活動の具体的な内容を検討する。（川崎市、横須賀市）
- 「災害時の動物救護活動に関する協定書」等に基づき、動物の救護活動の具体的な内容について、引き続き獣医師会等と検討する。（相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 横須賀市地域防災計画に基づき動物に係る災害対策を推進する。（横須賀市）
- 藤沢市地域防災計画に基づき動物に係る災害対策を推進する。（藤沢市）
- 災害時動物救護用の物品を購入し、獣医師会や自治会等に配備する。（茅ヶ崎市）

② 平常時の準備

- ペットの災害対策に係るリーフレットを動物愛護普及行事や災害関連行事等で配布する。（県）
- 「災害時のペット対策」の配布、市ホームページへの掲載を継続し、動物愛護フェスタ等のイベントや地域防災拠点での防災訓練等で飼い主を対象とした啓発やペット同行避難訓練を実施するなど、平常時の備えについて普及を図る。（横浜市）
- 「災害時のペット対策」を活用し、地域防災拠点におけるペットの一時飼育場所や飼育ルール作成等の啓発を進める。（横浜市）
- 市で作成した「ペットの飼い主のための防災手帳」、「備えていますか？ペットの災害対策」を活用し、日常からの防災意識を高めるとともに、実際に被災した場合の対処についても市民に広報する。（川崎市）
- さがみはら動物愛護キャンペーン等の行事や総合防災訓練を通じて、リーフレット等を活用し、ペットの災害対策について普及啓発を図る。（相模原市）
- 動物フェスティバル等の行事を通じて、ペットを共にした避難対策への意識高揚を図る。（横須賀市）
- ペットの防災準備に係るリーフレットを配布し、平常時の防災対策への意識高揚を図る。（横須賀市）
- リーフレット「災害時動物救護マニュアル～ペット飼い主編～」、「防災愛犬カード」を配布し、ペットに係る平常時の災害への備えについて普及啓発を図る。（藤沢市）

施策11 人材育成

① 協議会等の開催

- 協議会等の開催により、関係者間の協働関係の構築を図る。（県、横浜市、茅ヶ崎市）

② 動物愛護推進員の委嘱及び研修等の実施

- 動物愛護推進員等の活動を支援する。（県、横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 動物愛護推進員に対し、活動の内容、動物愛護行政の現状と課題等について研修を実施する。（県）
- 地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言等に必要な法令等の知識向上に資するための研修を、動物適正飼育推進員を対象として実施する。（横浜市）
- かわさき犬・猫愛護ボランティアに対する積極的な情報提供・情報交換、「動物愛護フェアかわさき」等での協働を通じて、さらなる育成・支援を行う。（川崎市）
- 人と猫との共生社会支援サポーター事業のサポーターに対し、野良猫についての理解と関心を深めることを目的とした『野良猫に関する研修会』を実施する。（相模原市）

③ 関係機関等との連携

- 動物愛護管理行政に協力する県内の動物愛護団体等について、その活動内容等の把握を図り、各施策の実施に当たっての連携を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

施策12 調査研究の推進

① 調査研究の実施等

- 人と動物の共通感染症の病原体感染状況及び感染の恐れのある疾病の実態把握を目的とした検査等を実施し、飼養及び健康管理が適正に行われるよう指導する。（県、川崎市）

神奈川県動物愛護管理推進計画の推進

- 「神奈川県・保健所設置市動物愛護管理推進会議」を開催し、計画に基づく事業の推進及び進行管理や施策の総合的な企画及び調整を実施する。（県）
- 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の一部改正を踏まえ、「神奈川県動物愛護管理推進計画」の一部改正を行う。【新規】